

兵庫県公立学校教職員等財産形成貯蓄事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、その他関係法令に定めるもののほか、職員の勤労者財産形成貯蓄（以下、「一般財形貯蓄」という。）、勤労者財産形成年金貯蓄（以下、「年金財形貯蓄」という。）及び勤労者財産形成住宅貯蓄（以下、「住宅財形貯蓄」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 次に掲げる職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下、「職員」という。）は、一般財形貯蓄、年金財形貯蓄及び住宅財形貯蓄（以下、三者を総称し「財形貯蓄」という。）の契約を締結することができる。ただし、年金財形貯蓄又は住宅財形貯蓄にあつては、契約を締結する日において55才以上であるものを除く。

- (1) 県教育委員会（以下、「教育委員会」という。）教育長並びに事務局及び学校以外の職員
- (2) 県立学校教職員
- (3) 市町立学校県費負担教職員
- (4) 再任用職員

(事務の所管)

第3条 職員の財形貯蓄に関する事務は、教育委員会事務局福利厚生課長（以下、「福利厚生課長」という。）が主管するものとする。

(取扱金融機関等)

第4条 職員の財形貯蓄を取り扱う金融機関等（以下、「取扱金融機関等」という。）及びその取り扱う財形貯蓄の種類は、別表1のとおりとする。

- 2 職員の財形貯蓄に関する事務を円滑に行うため、総幹事金融機関及び業態別幹事金融機関等を置く。
- 3 総幹事金融機関は株式会社三井住友銀行を、業態別幹事金融機関等は別表2に掲げる金融機関をもってあてる。
- 4 総幹事金融機関は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 教育委員会と取扱金融機関等との間の連絡調整に関すること。
 - (2) 教育委員会の指示に基づき財形貯蓄に係る積立金を取扱金融機関等に払込むこと。
 - (3) 教育委員会の指示する事務を電子計算組織により処理すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、財形貯蓄の取扱いについて教育委員会の指示に基づき必要な事務を行うこと。
- 5 業態別幹事金融機関等は、総幹事金融機関の事務を補佐するものとする。

(貯蓄の申込)

第5条 財形貯蓄に係る契約の申込をしようとする職員は、一般財形貯蓄にあつては財産形成貯蓄申込書兼控除預入依頼書（要領様式第1号）を、年金財形貯蓄又は住宅財形貯蓄にあつては、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第3条の17及び第3条の7に規定する財産形成非課税年金貯蓄申込書又は財産形成非課税住宅貯蓄申込書を添えて、財産形成年金貯蓄申込書兼控除預入依頼書（要領様式第2号）又は財産形成住宅貯蓄申込書兼控除預入依頼書（要領様式第3号）を財形貯蓄をしようとする年の9月1日から10日までに取扱金融機関等に提出しなければならない。

- 2 財形貯蓄に係る金銭の積立は、毎年12月から開始する。

(契約口数)

第6条 職員が財形貯蓄に係る契約を締結することができる口数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める口数とする。

- (1) 一般財形貯蓄 2以下
- (2) 年金財形貯蓄 1
- (3) 住宅財形貯蓄 1

(積立方法)

第7条 財形貯蓄の積立方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 毎月の給料から一定額を積み立てる方法
- (2) 前号の規定による積立と併せて6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当（以下、「期末手当等」という。）から積み立てる方法。ただし、各支給時期の積立額は、同額とする。

(積立金額)

第8条 財形貯蓄の積立金額は、1の契約について、次の各号に掲げる積立方法の区分に応じ、当該各号に定める金額と

する。

- (1) 毎月の給料からの積立 1,000円を単位とする定額
- (2) 期末手当等からの積立 1,000円を単位とする定額

(払込方法)

第9条 財形貯蓄に係る積立金の取扱金融機関等への払込は、教育委員会が財形貯蓄に係る契約を締結した職員（以下、「加入職員」という。）の毎月の給料又は期末手当等から当該積立金を控除し、当該加入職員に代わって総幹事金融機関を通じて行う。

2 加入職員の毎月の給料又は期末手当等の額（財形貯蓄以外の控除額を除く。）が、当該加入職員の契約している財形貯蓄に係る積立金の合計額を下回る場合は、教育委員会は、前項の規定による控除を行わない。この場合においては、当該財形貯蓄の積立は当該積立に限り中断されたものとみなす。

(積立期間)

第10条 財形貯蓄の積立期間は、次の各号に掲げる財形貯蓄の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 一般財形貯蓄 3年以上
- (2) 年金財形貯蓄 5年以上
- (3) 住宅財形貯蓄 5年以上

(年金の受取期間)

第11条 年金財形貯蓄に係る年金の受取期間は、5年以上20年以下（生命保険契約に係る場合は5年以上）とする。ただし、年金受取開始日は加入職員が60才に達する日以降で、かつ最後の積立日から5年以内の当該契約で定める日とする。

(残高通知)

第12条 取扱金融機関等は、毎年4月及び10月の末日までに前月末日現在の財形貯蓄の残高を加入職員に直接通知しなければならない。

(積立方法及び積立金額の変更)

第13条 財形貯蓄の積立方法又は積立金額を変更しようとする加入職員は、財産形成（一般・年金・住宅）貯蓄変更申込書兼控除預入変更依頼書（要領様式第4号）（以下、「変更申込書」という。）を当該変更しようとする年の9月1日から10日までに取扱金融機関等に提出しなければならない。

2 財形貯蓄の積立方法又は積立金額の変更は、毎年12月から行う。

(積立の中断)

第14条 加入職員に特にやむを得ない事情があるときは、次の各号に掲げる財形貯蓄の区分に応じ、当該各号に定める期間の範囲内で財形貯蓄の積立を中断することができる。

- (1) 一般財形貯蓄 2年
- (2) 年金財形貯蓄 2年
- (3) 住宅財形貯蓄 2年

2 前項の規定にかかわらず、外国に勤務を命じられた加入職員は、出国の日から7年の範囲内で財形貯蓄の積立を中断することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、育児休業等（産前休暇（出産予定日の6週間前の日から出産日までの申し出た期間の休暇）、産後休暇（出産の日の翌日から8週間経過する日までの期間の休暇）及び3歳未満の子を養育するための育児休業をいう。以下同じ。）を取得する加入職員は、育児休業等の開始日から養育する子が3歳に達する日まで財形貯蓄の積立を中断することができる。

4 前3項の規定により財形貯蓄の積立を中断しようとする加入職員は、次の各号に掲げる中断の区分に応じ当該各号に定める期間に変更申込書を取扱金融機関等に提出しなければならない。

- (1) 第1項の規定による中断—中断しようとする積立予定日の属する月の前々月の10日から20日まで
- (2) 第2項の規定による中断—出国日の属する月の前々月の10日から20日まで
- (3) 前項の規定による中断—育児休業等の開始日の属する月の前々月の10日から20日まで

(積立の再開)

第15条 前条の規定により財形貯蓄の積立を中断した加入職員が積立を再開しようとするときは、再開しようとする積立予定日の属する月の、前々月の10日から20日までに変更申込書を取扱金融機関等に提出しなければならない。

(積立期間の変更)

第16条 年金財形貯蓄の積立終了日を変更しようとする加入職員は、積立終了日又は積立終了日としようとする日の属する月の前々月の10日から20日までに変更申込書を取扱金融機関等に提出しなければならない。

(住所、氏名等の変更)

第17条 財形貯蓄について次に掲げる事項を変更しようとする加入職員は、変更申込書をその月の10日から20日までに取扱金融機関等に提出しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 届出印鑑
- (4) 非課税貯蓄申告額
- (5) 年金財形貯蓄に係る年金の受取開始日、その他年金の受取に関する事項
(届出印鑑等の喪失の届出)

第18条 盗難その他の事由により届出印鑑を喪失した加入職員は、直ちに取扱金融機関等に届け出なければならない。
(外国勤務者の財形貯蓄に関する申告)

第19条 外国に勤務を命じられた加入職員が、財形貯蓄に係る非課税措置を継続して受けようとするときは、租税特別措置法施行規則第3条の17及び第3条の7に規定する海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書(取扱金融機関等備付)又は海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書(取扱金融機関等備付)を、出国日の属する月の前々月の10日から20日までに取扱金融機関等に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告をした加入職員が出国の日から7年以内に国内勤務になった場合において、財形貯蓄に係る非課税措置を継続して受けようとするときは、租税特別措置法施行規則第3条の17及び第3条の7に規定する海外転勤者の特別国内勤務申告書(取扱金融機関等備付)又は海外転勤者の国内勤務申告書(取扱金融機関等備付)を、国内勤務になった日の属する月又はその翌月の10日から20日までに取扱金融機関等に提出しなければならない。

(育児休業等取得者の財形貯蓄に関する申告)

第20条 育児休業等を取得する加入職員が財形貯蓄に係る非課税措置を継続して受けようとするときは、租税特別措置法施行規則第3条の7に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書(金融機関備付)または同規則第3条の17に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書(金融機関備付)を育児休業等の開始日の属する月の前々月の10日から20日までに取扱金融機関等に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告をした加入職員が、その育児休業等の終了日を変更するときは、租税特別措置法施行規則第3条の7及び17条に規定する育児休業等期間変更申告書(金融機関備付)を変更前及び変更後の育児休業等の終了日のいずれか早い日が属する月の前々月の10日から20日までに取扱金融機関等に提出しなければならない。

(年金財形貯蓄の積立終了時の申告)

第21条 年金財形貯蓄の積立期間が終了した加入職員は、租税特別措置法施行規則第3条の17に規定する財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書(取扱金融機関等備付)を、積立終了日の属する月の10日から20日までに取扱金融機関等に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告をした加入職員が退職し又は外国勤務を命じられたときは、租税特別措置法施行規則第3条の17に規定する財産形成年金貯蓄者の退職等申告書(取扱金融機関等備付)を、当該事由の生じた日から6月以内に取扱金融機関等に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、前条の規定による申告書を提出した加入職員が、その育児休業等の終了日以前に年金財形貯蓄の積立期間が終了したときは、第1項に規定する申告書を育児休業等の終了日が属する月の前月の10日から20日までに取扱金融機関等に提出するものとする。

(払戻請求書)

第22条 一般財形貯蓄又は住宅財形貯蓄の払戻し(解約の場合を除く。以下同じ。)を受けようとする加入職員は、必要書類を添えて、財産形成(一般・年金・住宅)貯蓄(一部・解約)払戻請求書兼控除預入停止依頼書(要領様式第5号)(以下、「払戻請求書」という。)を取扱金融機関等に提出しなければならない。

2 一般財形貯蓄については、福利厚生課と取扱金融機関等が別に取扱いを定める場合において、前項に掲げる書類の提出を省略できるものとする。

3 取扱金融機関等は、払戻に係る計算書を加入職員に直接交付しなければならない。

(解約)

第23条 満期又は退職その他やむを得ない事情により財形貯蓄に係る契約を解約しようとする加入職員は、2月、6月、9月、12月の10日から20日までに必要書類を添えて、払戻請求書を取扱金融機関等に提出しなければならない。

2 取扱金融機関等は、前項に規定する請求のあった日の属する月の翌月の25日までに、解約金を加入職員が指定する本人名義の普通預金口座又は貯蓄預金口座に振り込まなければならない。

ただし、郵便局は郵便貯金払戻証書の交付をもって口座振込にかえることができる。

3 取扱金融機関等は、解約に係る計算書を加入職員に直接送付しなければならない。

(福利厚生課長への送付)

第24条 取扱金融機関等は、前条までの規定により職員から書類を受領したときは、そのうち「福利厚生課用」を翌月の末日までに福利厚生課長に送付しなければならない。

(退職等に関する通知書)

第25条 所属長は、加入職員が次の各号のいずれかに該当するときは、退職等に関する通知書(要領様式第6号)を作成し、別に定めるところにより取扱金融機関等に提出しなければならない。ただし、第19条第1項の規定による申告をした加入職員については、この限りではない。

(1) 退職したとき又は兵庫県以外の者若しくは兵庫県警察本部が主たる給与の支払者となったとき。ただし、第23条の規定により財形貯蓄に係る契約を解約した場合を除く。

(2) 外国勤務となったとき。ただし、第19条第1項の規定による申告をした場合を除く。

(3) 第19条第1項の規定による申告をした加入職員が国内勤務となったとき。ただし、第19条第2項の規定による申告をした場合を除く。

(細則)

第26条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、昭和59年9月1日から施行する。ただし、第2条ただし書きの規定は、昭和59年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和59年9月30日までの間に成立する年金財形貯蓄に係る契約に対する第10条の規定の適用については、同条第3号中「5年以上」とあるのは、「3年以上」とする。

(提出期間の特例)

3 昭和59年における財形貯蓄の申込に対する第5条の適用については、同条第1項中「9月10日から20日までに」とあるのは、「9月13日から22日までに」とする。

附 則

(施行期日)

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成元年8月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成元2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

様式 省略

別表1 取扱金融機関等一覧表

業 態	取扱金融機関等	一般財形貯蓄	年金財形貯蓄	住宅財形貯蓄
総 幹 事	(株) 三井住友銀行	自由金利期日指定定期預金	自由金利期日指定定期預金	自由金利期日指定定期預金
都市銀行	(株) みずほ銀行 (株) 三菱東京UFJ銀行	自由金利期日指定定期預金	自由金利期日指定定期預金	自由金利期日指定定期預金
	(株) りそな銀行	金銭信託	金銭信託	金銭信託
地方銀行	(株) 池田泉州銀行 (株) 但馬銀行 (株) 中国銀行	自由金利期日指定定期預金	自由金利期日指定定期預金	自由金利期日指定定期預金
第二地方銀行	(株) みなと銀行	自由金利期日指定定期預金	自由金利期日指定定期預金	自由金利期日指定定期預金
信用金庫	神戸信用金庫 姫路信用金庫 播州信用金庫 兵庫信用金庫 尼崎信用金庫 日新信用金庫 淡路信用金庫 但馬信用金庫 西兵庫信用金庫 中兵庫信用金庫 但陽信用金庫	自由金利期日指定定期預金	自由金利期日指定定期預金	自由金利期日指定定期預金
信用組合	兵庫県信用組合 淡陽信用組合	自由金利期日指定定期預金	自由金利期日指定定期預金	自由金利期日指定定期預金
農業協同組合	兵庫県信用農業協同組合連合会	自由金利期日指定定期預金	自由金利期日指定定期預金	自由金利期日指定定期預金
労働金庫	近畿労働金庫	自由金利期日指定定期預金	自由金利期日指定定期預金	自由金利期日指定定期預金
信託銀行	三菱UFJ信託銀行(株) みずほ信託銀行(株)	金銭信託	金銭信託	金銭信託
	三井住友信託銀行(株)	定期預金・金銭信託		
普通銀行	(株) 新生銀行	財形定期預金	財形定期預金	財形定期預金
債券発行銀行	(株) 商工組合中央金庫	財形定期預金	財形定期預金	財形定期預金

業 態	取扱金融機関等	一般財形貯蓄	年金財形貯蓄	住宅財形貯蓄
証券会社	野村証券（株） SMBC日興証券（株） 大和証券（株）	公社債投資信託	公社債投資信託	公社債投資信託
	岡三証券（株） 岩井コスモ証券（株）	国債＋社債	国債＋社債	国債＋社債
	みずほ証券（株）	公社債投資信託、国債＋社債	公社債投資信託、国債＋社債	公社債投資信託、国債＋社債
生命保険会社	日本生命保険（相） アフラ生命保険（株） 太陽生命保険（株） 第一生命保険（株） 富国生命保険（相） 朝日生命保険（相） ジブラルタ生命保険（株） 明治安田生命保険（相） 三井生命保険（相） 住友生命保険（相）	積立保険	積立保険	積立保険
損害保険会社	三井住友海上火災保険（株） あいおいニッセイ同和 損害保険（株） 東京海上日動火災保険（株） 損害保険ジャパン日本興亜（株）	積立傷害保険	積立傷害保険	積立傷害保険
その他銀行	㈱ゆうちょ銀行	定額貯金	定額貯金	定額貯金

別表2 業態別幹事金融機関等一覧表

業 態	幹事金融機関等
都 市 銀 行	株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行
地 方 銀 行	株 式 会 社 但 馬 銀 行
第 二 地 方 銀 行	株 式 会 社 み な と 銀 行
信 用 金 庫	尼 崎 信 用 金 庫
信 用 組 合	兵 庫 県 信 用 組 合
農 業 協 同 組 合	兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会
労 働 金 庫	近 畿 労 働 金 庫
信 託 銀 行	三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社
債 券 発 行 銀 行	株 式 会 社 み ず ほ 銀 行
証 券 会 社	野 村 証 券 株 式 会 社
生 命 保 険 会 社	日 本 生 命 保 険 相 互 会 社
損 害 保 険 会 社	あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社
そ の 他 銀 行	株 式 会 社 ゆ う ち ょ 銀 行